

別表十(七)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十(七) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	事業年度又は連結事業年度	法人名	()
--	--------------	-----	-----

I 社会保険診療報酬

「6」欄

社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の99第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10468」
- ③ 「適用額」欄：「6」欄の金額

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1				
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2				
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3				
		損金算入額 (3) - (5)	6		

損金算入限度額の計算

(注) 本別表は、令和3年4月1日から「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日の前日までの間に終了した連結事業年度が対象となります。
「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の施行日以後に終了する連結事業年度については、P44をご参照ください。

2,500万円					円
2,500万円					円
3,000万円					円
4,000万円を超え5,000万円以下の金額	10		$(10) \times \frac{57}{100}$	15	
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11				

「22」欄

農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の101第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10368」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

II 農地所有適格法人の肉用牛の売却

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17			
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			
			特別控除額 (20) - (21)	22	

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

「27」欄

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の95第1項」
- ② 「区分番号」欄：「10367」
- ③ 「適用額」欄：「27」欄の金額

基金に係る法人名	23				
			号第	号第	号
当期に支出した負担金等の額	26		円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27				